

<不動産登記法第69条の2の規定による抹消>

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	買戻特約	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日特約 売買代金 金何万円 契約費用 金何万円 期間 平成何年何月何日から何年間 買戻権者 何市何町何番地 乙 某
4	3番付記1号買戻権抹消	令和何年何月何日 第何号	原因 不動産登記法第69条の2の規定による 抹消

- (注) 1 買戻権の登記の抹消は主登記である。
2 買戻しの特約に関する登記を抹消する記号(下線)を記録する。

<不動産登記法第70条の2の規定による抹消>

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	抵当権設定	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額 金何万円 利息 年何% 損害金 年何% 債務者 何市何町何番地 甲 某 <u>抵当権者</u> 何市何町何番地 株式会社乙商事
4	3番抵当権抹消	令和何年何月何日 第何号	原因 不動産登記法第70条の2の規定による 抹消

- (注) 1 抵当権の登記を抹消する記号(下線)を記録する。
2 先取特権及び質権の登記の抹消の登記の記録は、この記録例に準ずる。